

## さいたま市内の公衆街路灯における一部電気料金の返金について

2024年12月17日

東京電力エナジーパートナー株式会社

当社とさいたま市との公衆街路灯契約において、電気需給契約の契約容量の変更の一部について、処理漏れがあったことが判明しました。

当社は、さいたま市が保有する公衆街路灯442件について、電気料金を過大に請求していたため、過大に申し受けた電気料金（約815万円）をさいたま市に速やかに返金いたします。

さいたま市および関係者の皆さまに対して、ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。今後、同様の事案が発生しないよう、再発防止策の徹底に努めてまいります。

## 【本事案の概要】

## 1. 事実関係（発生原因）

公衆街路灯の契約変更申し込みについて、現地調査による契約変更確認後におけるシステムへのデータ入力を失念したことや、申し込みを処理したものと思い込み手続きを漏らしたことにより、従前の契約内容に基づく誤った電気使用量の通知および託送料金の請求を継続していたものです。

## 2. 対象件数・返金額・誤請求期間

対象件数（返金額）	誤請求期間
公衆街路灯442件（約815万円）	2019年10月～2024年10月

## 3. 再発防止策等

- 公衆街路灯LED化に伴う契約件数の減少等に関する実施データと、当社料金システム内のデータとの整合性の確認を実施し、他に処理漏れがないことを確認いたしました。
- 契約変更の大量一括申し込みをWEBで受け付けられるようにすることで、一連の手続きを工程管理システムにより実施する運用を構築してまいります。

以上